

かいつぶり
エッセイ
VOL.51

「木之本での 取り組みについて」

「木之本にいったい何があるというんですか?」木之本に行ったことがある人、あるいは今木之本にいる人は、ひょっとしたらそう思うかもしれない。木之本は普通に旅をしては、そのよさがわかりにくい場所だと思うかもしれない。そんな木之本に2015年、東京から地域おこし協力隊で木之本に移住、町や人の魅力に共感し、まちを良くしたいという思いからまちづくりに取り組み、今に至る。私が関わってる活動を1つ紹介したい。「オカンの発酵便プロジェクト」だ。郷土料理(発酵食)の継承の取り組みである。「お味噌一緒につくらへん?」と近所のお母さんが誘ってくれたことがきっかけ。都会から移住してきた私たちには、無添加なお味噌やお漬物をつくりできたものが自分たちの食卓で食べる体験に感動した。そんな中、とあるお母さんが言った一言「私の代でこの漬け物は終わりやなと」。理由を聞くと自分の娘は東京にいるそうだ。なので次の担い手がいない。30年後にはなくなってしまうだろう。この課題に対して、実際の娘、息子でなくても私たちのような形で関わることで継承に繋がるのではないだろうか。3年前から始まった取り組みが今やテレビに取り上げられるまでになった。オカンの発酵便を目当てに木之本にきてくれる人もいた。少しずつ広がっていくを感じている。日常に溶け込む発酵文化、木之本の日常は、都会の人にとっての非日常。先人の知恵を受け取り、楽しみながら発酵活動に取り組んでいます。

KSKP
No.115

題字
酒井雄哉大阿闍梨

かいつぶり
通信

エッセイストプロフィール

合同会社MediArt(めでいあーと)
代表社員

植田淳平(うえだじゅんぺい)さん

1980年6月25日生まれ 岡山出身
<趣味>タップダンス



CONTENTS

2 特集●シリーズIII

成年後見人制度を
「正しく使う!楽しく使う!」

当事者から見た成年後見人制度法改正の動き

5 訪問看護ステーションからのレポート

●訪問看護ステーションぐりーぶ

●訪問看護ステーションオーシム

6 NEWS

●湖北タウンホームの文化祭

●第67回滋賀県肢体不自由児者福祉大会(その他)

●第57回全国肢体不自由児者父母の会連合会 全国大会

第54回近畿肢体不自由児者父母の会連合会 奈良大会 併催

●近畿ブロック地域指導者養成セミナー 和歌山県

Dr.植松のQ&A 予防接種が不安なのですが、障害児も積極的に予防接種を受ける必要があるのでしょうか?

7 かいつぶりレポート

医療現場から見た総合支援法報酬改訂

縁の下の力持ちさん

8 4コマ漫画で見る 障害者権利条約ってなに? <26条>

施設のなかの
ぴかっとアート!



tiny doll
(タイニードール・小人)
湖北タウンホームの作品

特集 シリーズⅢ

成年後見人制度を「正しく使う!楽しく使う!」

当事者から見た成年後見人制度法改正の動き

最終回となる成年後見人制度を「正しく使う!楽しく使う!」シリーズⅢでは、成年後見人制度法改正の動きから、全国手をつなぐ育成会連合会顧問の久保厚子さんから、全国手をつなぐ育成会連合会顧問の久保厚子さんに障がい児を抱える親目線で、現在の法定後見人制度ではどんなところに本人に影響が出てくるのか?主な検討テーマ4項目について、具体例を交えて問題点と改善内容について率直なご意見を伺いました。



全国手をつなぐ育成会連合会顧問 久保 厚子さん

★プロフィール★

滋賀県生まれ。長男の誕生をきっかけに、育成会をはじめ様々な活動に携わられるようになり、サマースクールを市の委託事業とする動き、社会福祉法人しが夢翔会の立ち上げなどにも尽力。社会福祉法人全国手をつなぐ育成会の理事長を務め、2014年には社会福祉法人格の返上を決意。解散後は、任意団体である全国手をつなぐ育成会連合会の会長として、現在は顧問として日々本人やその家族の目線に立ち、活動を続けている。



Q1

成年後見人の途中停止について

成年後見制度の利用を途中で停止できないとどう影響があるのでしょうか?

成年後見人をつけた後、何事なく暮らしていても毎月2万円の報酬を払わないといけない。必要な時だけ、ピンポイントで後見人をつけてほしい。

A1

問題点

お父さんが先に亡くなると遺産相続がありますよね 財産分与をするのに後見人をつけないとだめなんですよ そのときに後見人つけた だけでも 財産分与ちゃんと終わりました そのあと入所にいようが 通所にいこうが グループホームにいようが ずっと後見人つくわけですよ。

何事もなく暮らしていても毎月2万円の報酬を払わないとだめですよ で 私は審議会なんかでは 私たちの中では払うとは思ってない 取られると思ってますね。

具体例

1年間に1回施設に電話して 元気でいられますかって聞いて それで終わりっていう人も たくさんおられるんですよ。

本当に何も無いのに 2万円だけ持ってかれるよね1年間に1回施設に電話して 元気でいられますかって聞いて それで終わりっていう人も たくさんおられるんですよ。

希望(改善内容)

お店に入りましたと。そしたらお品書きが壁にずっと貼ってありますと。私はこれとこれとを食べたいって言うように、後見人にもこんなことができますよっていうのが書いてあって、自分の助けてほしいっていうのを「これとこれとを助けてほしいって選べるようにしてほしい」っていうか、そんなことはできないって言われるんですけども。でも親の立場にしたら、本人が持っている能力は本人がちゃんとやらせてあげたいと思えますよね。だから本人ができることは本人がする、できないところだけ助けてほしい、そういう後見人であってほしい。必要なときだけついて あとはもうつかなくていいっていうふうにしてほしい。



主な検討テーマ	現状及び課題	検討
Q1 法定後見制度における開始、終了等に関するルールの在り方	利用動機の課題(例えば、遺産分割)が解決しても、 判断能力が回復しない限り利用をやめることができない。	一定の期間制や、具体的な利用の必要性を考慮して開始し、必要性がなくなれば終了する仕組みを検討
Q2 法定後見制度における取消権、代理権に関するルールの在り方	成年後見人には包括的な取消権、代理権があり、 本人の自己決定が必要以上に制限される場合がある。	本人の同意を要件とする仕組みや、本人にとって必要な範囲に限定して付与する仕組みを検討
Q3 法定後見制度における成年後見人等の交代に関するルールの在り方	本人の状況の変化に応じた成年後見人等の交代が実現せず、 本人がそのニーズに合った保護を受けることができない。	本人の状況に合わせて成年後見人等の交代を可能とするなど適切な保護を受けることができる仕組みを検討
Q4 任意後見制度における適切な時機の監督人選任を確保する方策	本人の判断能力が低下した後も 適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされず、任意後見契約の効力が生じない。	任意後見受任者に任意後見監督人選任の申立てを義務付ける仕組みや申立権者の範囲の見直しを検討

Q2

成年後見人の取消権・代理権について

成年後見人の取消権、代理権は本人の意思を尊重してもらえるのでしょうか?

成年後見人が本人に変わって何でもできるため、後見人によっては本人の意思と反する判断となるケースがある。本人の財産に応じて決定してほしい。

A2

問題点

私から見ると、そんなことないよって言われるかもしれませんが、結構何でもできちゃうんですよ。後見人になると本人に代わって取り消しもできるし、代理ができる良識のある方だったらいいけれども、これお金いるんですとか言って、お金出して自分のところに入れるっていう方もおられるのでそれは代理権を悪用してるわけですよ。

具体例

お姉さんが知的障害があって施設に入っておられて、妹さんはお医者様でそしてお姉さんの後継人というかちゃんと後継人にはなっておられないみたいですけども、1万円近いセーターを買ってあげたいなと思ったら裁判所が贅沢ですって言われたって、ものすごく怒ってね。障害があったら1万円近いのセーターが贅沢かって言ってね。そうやって身内が後継人になっても、裁判所から言われる「裁判所に報告しないとだめですよ。報告したときにこれなんですかって」言われて、セーターを買いましたって言ったら、こんな贅沢なことって言われる。それはおかしいですね。

希望(改善内容)

家庭の事情に合わせて適用してほしいという話になるのかな、そういうことなんです。改良点というのはそういうことです。障がい者の方が何か欲しいと言っても家庭の事情にあつて、なかなか1万円くらいお家がない場合もあるんですよ。それだけで裁判所が判断したら、それはよしじゃないですか。家庭の事情というよりもご本人の財産で見るとですよ。一人一人の財産で見ている ご本人の財産でちゃんと決めて欲しい。





特集
シリーズⅢ

Q3

成年後見人の交代について

決まった成年後見人が本人と合わない場合、交代することはできないのでしょうか？

A3

成年後見人も第一人称で合う、合わないがある。成年後見人の交代は後見人にとっても仕事に影響を及ぼすので、解任ではなく、お試し期間を制度の中に入れてほしい。

問題点 私はいつも会議の中でお話しするのは、第一印象ね。障害のある人に後見人になって初めて出会うときに、今日から私が全部あなたのこと見ますっていうのは、誰この人って感じですよ。障害のある本人から見たら、何言ってるのかわからない誰この人みたいな感じでしょ。だからそういう人と初めましてのときの第一印象でなんだかんだって難しいこと言うのではなくて世間話みたいなものから始めてもらって、この人こういうものが好きなのかなっていうのも探っていたいて、そして心を通わせてほしいって言うんですよね。この信頼関係を作ってもらわないと後見人としてじゃあお任せしたいと何でも相談したいっていうふうには障害のある人だっと思えませんよ。だから第一印象が必要です。

具体例 1年間に1回施設に電話して元気でおられますかって聞いて、それで終わりっていう人もたくさんおられるんですよ。本当に何もなしに2万円だけ持ってかれるよね。

希望(改善内容)

後見人が変わるっていうのは、後見人が悪いことをして退任されるっていう形になるんです。それは後見人をお仕事としてやっておられる方にとってはものすごく傷がつくんですよ、今後のお仕事に。それは嫌がるんですね。そうじゃなくて、馬が合わなかつただけっていうので、制度として後見人非後見人の馬が合わなかつたら合う人と会いましょうっていうふうには制度としてやってしまう。交代できるようにしましょうっていうことになっていいと思いますね。

Q4

成年後見人の取消権・代理権について

成年後見人の取消権、代理権は本人の意思を尊重してもらえるのでしょうか？

成年後見人が本人に変わって何でもできるため、後見人によっては本人の意思と反する判断となるケースがある。本人の財産に応じて決定してほしい。

A4

問題点 障がいの重い人は判断ができないので、任意後見人をできるだけ使ったらどうって言われるんですよ。けれどもご本人がだいたいやりとりができないと任意後見人はちょっと使いにくい。だからその任意後見人を使うことで今の私たちが使いにくいって言うのがクリアできるんじゃないの?と。今の制度のままでもいけるんじゃないの?と結構出てますけれども、今の制度と全然大して変わらない。

具体例 監督人というのは今の親族後見になった場合でも、ともかく監督人をつけましょうっていうことになってるんですね。例えば弁護士とかちゃんと見張り役みたいな。信用されていないんだなって思ってます。見張り役には報酬は払う。お金がかからないように家族が後見になってるのに監督人がつく。それでは全然意味ないですね。



任意後見受任者とは、後見が開始した段階で任意後見人となってもらふ人のことをいう。任意後見人には取消権や同意見がなく、任意後見監督人は任意後見人を監督する立場にあり、報酬も発生する。

希望(改善内容)

任意後見人の場合はご本人の気持ちを聞きながらあんまり代理権の取り消し権もないので、ほっとかないかっていう心配はまた逆で何もしないで任意後見人ですって言うて何かのときだけやるっていうのは、それはそれでこっちはいいいんだけれども お金はやっぱり払わないといけな。適切なときにだけ監督人を選任できたらいいですね。

訪問看護
ステーション
からの
レポート

その1

訪問看護ステーション
「ぐりーぶ」

<レポーター>

訪問看護ステーションぐりーぶ管理者 松居由美

令和6年1月より湖北タウンホーム内(長浜市)に「訪問看護ステーションぐりーぶ」を開設し、早8か月となりました。ぐりーぶのスタッフは、障がい者支援施設「湖北タウンホーム」、地域医療「湖北グリーブクリニック」の医療スタッフとして障害児者・地域の医療に携わってきた経緯があります。各スタッフは障がい児(者)への看護・リハビリを強みとしていますが、訪問看護としてはまだまだ経験が浅く駆け出したばかりです。この度の訪問看護ステーションの新規開設で、このような私達を日頃より温かく受け入れていただいているご利用者様・ご家族様・地域の皆様には心より感謝申し上げます。私達は、法人の理念として貢献・創造・育成・文化・挑戦を基に、障がい児(者)の方や高齢者の方が出来るだけ住み慣れたご自宅で過ごしていただけるようお手伝いが出来ればという思いでいます。多くの方々に、訪問看護を知っていただき、病気や障害があっても、安心して在宅で療養していただけるように質の高い訪問看護の提供に努めてまいります。また、今後も関係機関の皆様との連携と絆を深めるとともに地域の皆様に安心と信頼をお届けするために頑張りますのでよろしくお願い致します。



▲ご家族様から呼吸器の取り扱いの説明を受けています。

その2

訪問看護ステーション
「オーシム」

<レポーター>

訪問看護ステーションオーシム管理者 丹羽美千子

～オーシムという名前の由来～

「昨年12月に開所しました、訪問看護ステーションオーシムです」と言うと、ほとんどの人から「オーシム?」と聞き返され、「オーシムって何?」と聞かれます。まさに狙った通りの反応をしていただけます(笑)。「ほかの事業所には無い名前を探し考えた結果、見つけた名前でした」と言いたかったのですが、後に沖縄に同じオーシムと言う名前の民宿を見つけてしまい少し残念です。オーシムとはポルトガル語を使って作った造語で、'連なった葉っぱ'をイメージしています。人と人のとのつながりの大切にしたいという思いを込めてこの名前に決めました。



NEWS

県肢連
関係

- 文化祭
▶令和6年11月4日(月)祝日 会場/湖北タウンホーム
- 第67回滋賀県肢体不自由児者福祉大会
▶テーマ「障がいのある人たちの地域での暮らしを考える」
▶令和6年11月1日(金) 会場/長浜迎賓館
- 親子療育キャンプ クリスマス会
▶令和6年12月予定
- 新春のつどい
▶令和7年2月頃予定
- 第17回立命館守山中学校 障がい児理解教育合同講演会
▶令和7年3月頃予定



全肢連
関係

- 第57回全国肢体不自由児者父母の会連合会 全国大会
第54回近畿肢体不自由児者父母の会連合会 奈良大会 併催
▶テーマ「住み慣れた地域で自分らしく生きる～重層的支援体制～誰一人残さない社会をめざして～」
▶令和6年9月14日(土)～15日(日) 会場/奈良100年会館
- 近畿ブロック地域指導者養成セミナー 和歌山県
テーマ:「災害時個別避難計画の作成について」
▶令和6年11月23日(土)～24日(日) 会場/ホテルアバローム紀の国



植松潤治医師プロフィール

湖北グリーンクリニック、
かいつぶり診療所総院長
日本小児科学会専門医
日本小児神経学会専門医
日本リハビリテーション
医学会認定臨床医
平成元年滋賀医科大学卒業、平成8年同
大学院卒業、医学博士。日本小児科学会、
日本小児神経学会、日本リハビリテーショ
ン医学会、日本児童青年精神医学会、日本
重症心身障害学会所属。介護支援専門員。

Q 予防接種が不安なのですが、障害児も積極的に予防接種を受ける必要があるのでしょうか？

A ～ハイリスク児における予防接種について～
1994年に予防接種法が改正され、最近では重症心身障害児(者)にも積極的に接種がされるようになりましたが、未だに「うちの子は障がいがあるのですが、予防接種をうけていいのでしょうか」と心配して話される患者さんのお母さんもいらっしゃいます。2003年に厚労省が提示した予防接種ガイドラインの中では、重症心身障害児は、感染症に罹患した際の重症化や、発熱によるけいれんの再燃や重症症などのリスクが高く、また、デイケアや施設入所などの際に感染症に罹患する機会が多く、感染症に罹患した際に重症化が予測されるため、予防接種を積極的に行うことが望ましい。とされています。

しかし、子供たちには個別のリスクもある為予防接種を行うにあたり、主治医(接種医)は保護者に対して、個々の予防接種の必要性、副反応、有用性について十分な説明を行い、同意を得ることが必要です。さらに発熱、けいれん、状態の変化などが起きた場合の十分な指導をしてもらっておきましょう。

かいつぶりレポート

医療現場から見た総合支援法報酬改訂

障害者支援施設 湖北タウンホーム 西山和秀

令和6年2月に障害福祉サービス等報酬改定の概要(案)が提示され、一部を除き4月1日から施行されました。見直しの内容は多岐にわたっていますが、当法人に関係している項目からいくつかご説明させていただきます。

★虐待防止と身体拘束等の適正化の推進

今回の報酬改定において、令和4年度から義務化されていた障害者虐待防止措置(①虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果を従業者に周知徹底を図ること②従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること③これらを適切に実施するための担当者を置くこと)が未実施の事業所に対して、基本報酬が減算されることになりました。また、身体拘束等の廃止・適正化のための取り組みが適切に行われていない場合も、基本報酬の減算があります。

★地域移行を推進するための取組

施設入所者様に対して、地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向を確認し、希望に応じたサービス利用にしなければならないことが運営基準に規定されました。また、地域移行等意向確認担当者も必要になりました。(令和6年度から努力義務、令和8年度から義務化)

★地域連携推進会議の開催

障害者支援施設並びに共同生活援助(グループホーム)において、地域の関係者を含む外部の目をいれた「地域連携推進会議」を開催すること、会議の構成員が施設等を見学する機会を設けることが義務付けられました。(令和6年度は努力義務、令和7年度から義務化)

★業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

感染症や災害が発生した場合でも、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るため、業務継続計画(BCP)の策定が義務付けられました。

今回の報酬改定では、利用者様が希望する生活を実現していくことが、今まで以上に強く求められていると感じています。その意図を正しく理解し、これからもより良いサービス提供ができるようしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

縁の下の力もちさん

ご支援ありがとうございました!
令和5年9月～令和6年3月まで (順不同、敬称略)

寄付金

【湖南ホームタウン】武祥子、櫻井健二、小島小百合、青木えい子、乗光秀明、戸井章
【湖北タウンホーム】池田彰宏、寺居春美、伊藤幸子、小柳敏芳、高橋たみ子、湧口清美、伊藤幸子、匿名2名
【ほのハウス】堀井貞次

物品ご寄付

書き損じハガキを含む

【湖南ホームタウン】青木えい子、小寺誠、辻寅建設(株)、つわぶき会、馬場美佐子
【湖北タウンホーム】伊藤幸子、村田智子、友田千代美、中川恵子、草野明雄、湧口清美、匿名1名
びわこ学院大学、国友工業株式会社、真柄洗業株式会社、財団法人河本文教福祉振興会

ボランティア

【湖南ホームタウン】車椅子レクダンス矢車草の会、マナビィ滋賀、青人草、近代大正琴なごみ会、村山晴美、饗庭夏生、林田博恵、寺井美耶、中村洋司、飯田勝栄、宮川明子、織田阿暉子、志賀まさ子、ジョン・リー、土井久枝、青木喜佐恵、中谷由紀子、御子芝貴美子、竹若重勝、吉田佐代子、池田芳子、堀口陽子、深田芳春、山口哲夫、西川早苗
【湖北タウンホーム】古脇慶子、赤井淑子、横山博志、西川桂子、古山富美子、デルロサリオ恵美、竹越悦子、横田美穂子、黒木聖麗、東ヶ崎健一、虎姫児童民生委員、虎姫地区赤十字奉仕団、長浜市社会福祉協議会、



書き損じハガキが
ございましたら、
父母の会事務局まで
よろしく願います。

4コマ漫画で見る

障害者権利条約ってなに？

シリーズ第41回目

ハビリテーションとリハビリテーション

障害者の社会参加や生活面での自立の出発点として、ハビリテーションとリハビリテーションがあります。

まずここで、身体や精神の働きを回復、充実させ、学校や職場、地域での生活へ参加していくのが道筋でしょう。

そして、ハビリテーションもリハビリテーションも全ての障害者を絶え間なく支援し、その人の人間性を回復させるものでなくてはなりません。

障害者権利条約から部分的に抜粋してご紹介します。

第26条 ハビリテーション(適応のための技能の習得)及びリハビリテーション

1 締約国は、障害者が、最大限の自立並びに十分な身体的、精神的、社会的及び職業的な能力を達成し、及び維持し、並びに生活のあらゆる側面への完全な包容及び参加を達成し、及び維持することを可能とするための効果的かつ適当な措置(障害者相互による支援を通じたものを含む。)をとる。このため、締約国は、特に、保健、雇用、教育及び社会に係るサービスの分野において、ハビリテーション及びリハビリテーションについての包括的なサービス及びプログラムを企画し、強化し、及び拡張する。この場合において、これらのサービス及びプログラムは、次のようなものとする。

(a) 可能な限り初期の段階において開始し、並びに個人のニーズ及び長所に開

する学際的な評価を基礎とするものであること。

(b) 地域社会及び社会のあらゆる側面への参加及び包容を支援し、自発的なものであり、並びに障害者自身が属する地域社会(農村を含む。)の可能な限り近くにおいて利用可能なものであること。

2 締約国は、ハビリテーション及びリハビリテーションのサービスに従事する専門家及び職員に対する初期研修及び継続的な研修の充実を促進する。

3 締約国は、障害者のために設計された補装具及び支援機器であって、ハビリテーション及びリハビリテーションに関連するものの利用可能性、知識及び使用を促進する。

イラスト:るーしー小林



編集後記

夏休みの宿題で読書感想文があり、我が子は「伝記 ガリレオガリレイ」を借りてきました。天文学の父といわれているガリレオ。宇宙好きの私は、こういった生涯だったのか気になり流し読みをしました。宇宙の発見も然りですが、それ以外に時計や計算機の基になるものや、数えきれないほどの道具を発明している科学者でした。その根源は「ほとんどの人が気にしないことに着目し、とことん追究する」ことでした。ガリレオを読んで、富は一生の財、知は万代の財。ということわざを思い出しました。金はその人の生きていた間だけのものだけれど、知識や知恵は永遠の宝として後の世代にも受け継がれ、ずっと価値がある、という意味です。我が子を通じて、私も学びを得た夏休みとなりました。(事務局)



いつも元気でね健診

かいつぶり診療所では、障がいのある子どもを育てるご家族を対象に、血圧・血液検査などの健康診断を行なっています。保育・療育完備です。詳しくは下記までご連絡下さい。

お申込・お問い合わせはかいつぶり診療所まで

TEL:077-514-1715



【編集人】

社会福祉法人 滋賀県障害児協会

〒524-0022 滋賀県守山市守山町168-1 かいつぶりハウス内
[TEL]077-514-1685 [FAX]077-514-1702
[URL]http://www.open-mind.jp
[E-MAIL]kaitsuburi@open-mind.jp

滋賀県障害児者と父母の会連合会

〒524-0022 滋賀県守山市守山町151-1
[TEL]080-4329-3302 [FAX]077-598-0062
[URL]http://www.open-mind.jp/fubonokai/
[E-MAIL]fubonokai@open-mind.jp